

日本ハンドボール協会 危機管理マニュアル



第1稿 (2022・4・1)

公益財団法人日本ハンドボール協会

目次

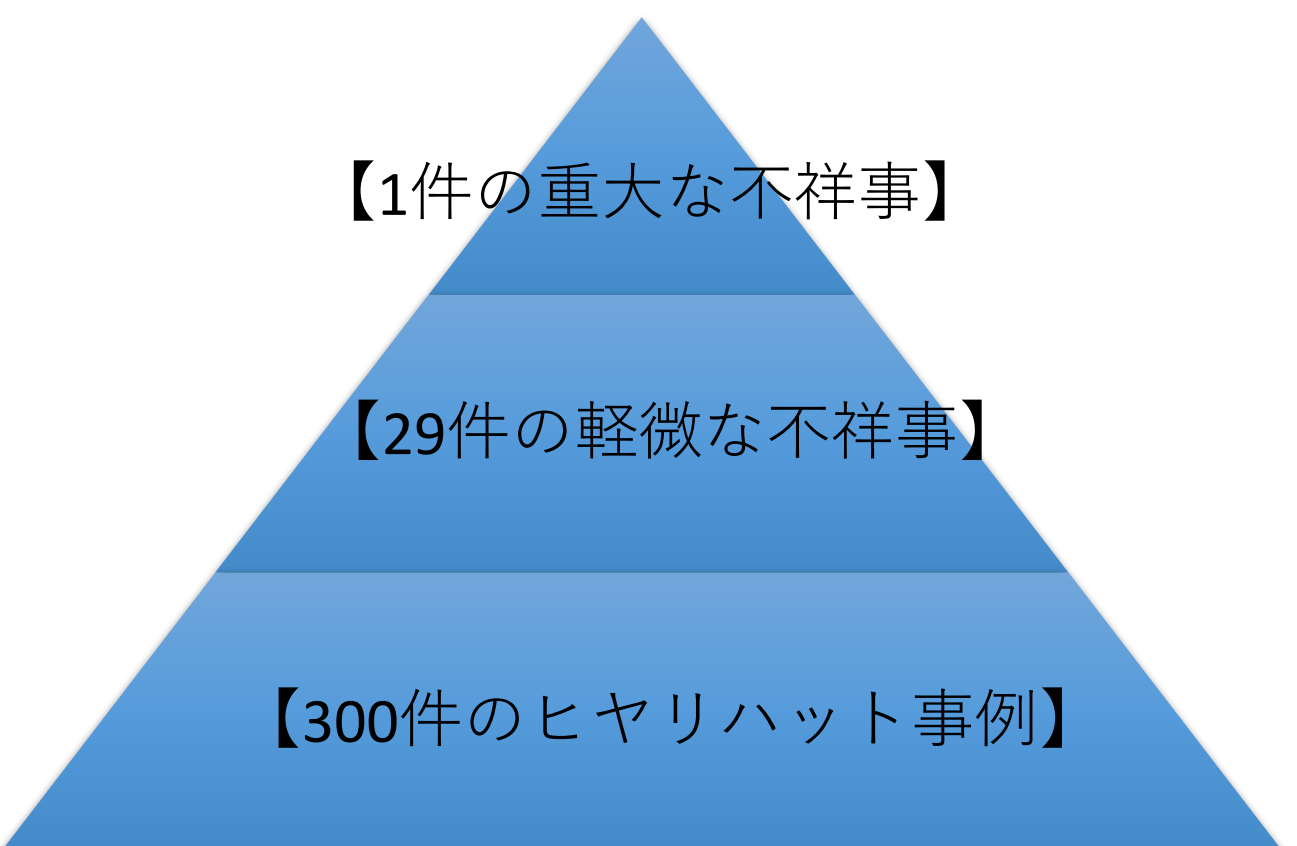
| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 | |
| 危機管理とは | 2 |
| 1. 定義 | 5 |
| 2. 目的 | 5 |
| 第2章 | |
| 対象範囲 | 6 |
| 第3章 | |
| アクションリスト | 7 |
| (1)初動アクション | 7 |
| (2)公表基準 | 7 |
| (3)情報公開レベル | 7 |
| (4)役割分担 | 8 |
| (5)危機管理部会 | 8 |
| (6)内部向けアクション | 9 |
| (7)外部向けアクション | 10 |
| 第4章 | |
| I. 競技運営にあたっての注意事項 | 11 |
| 1 緊急時に備えた事前確認事項 | 11 |
| 2 運営上の危機管理事項 | 12 |
| 3 競技終了時にける対応事項 | 12 |
| II. 緊急対応の基本的な考え方 | 13 |
| 競技会実施の判断基準の目安 | 14 |
| 緊急対応報告書（様式1） | 15 |
| 事故報告書（様式2-1） | 16 |
| 事故報告書（様式2-2） | 17 |
| III. 自然災害（荒天及び地震発生等）及び火災に対する被害予防と被災時の | 18 |
| (1)荒天時の対応 | 18 |
| (2)さまざまな自然災害に対する被災時の対応 | 18 |
| (3)火災への対応 | 19 |
| IV. 疾病に対する予防及び対応 | 20 |
| (1)競技会で配布する弁当での食中毒の予防及び対応 | 20 |
| (2)感染症の予防及び対応 | 20 |
| (3)その他重篤な疾病への対応 | 21 |
| V. その他予想される要対応事項 | 22 |
| (1)不審者侵入時の対応・不審物の発見 | 22 |
| (2)Jアラート発令時の対応 | 23 |
| 第5章 大会における警備 | |
| I. 警備の基本的な考え | 24 |
| 1 警備の目的 | 24 |
| 2 警備の任務 | 24 |
| 3 危機管理について | 24 |
| II. 来場の際の禁止事項 | 25 |
| (1)会場内持ち込み禁止事項 | 25 |
| (2)会場内禁止事項 | 26 |
| 第6章 フロー | |
| 危機管理フロー全体イメージ | 27 |
| 図1 運営フロー緊急事態を想定した競技運営時の流れ | 28 |
| 図2 緊急連絡体制 | 29 |
| 図2-1 危機管理フロー | 30 |
| 図2-2 危機管理フロー 荒天時対応 | 31 |
| 図2-3 危機管理フロー 地震発生時 | 32 |
| 図2-4 危機管理フロー 急病者。疾病者発生時対応 | 33 |
| 危機管理フロー 火災発生時対応 | 34 |
| 危機管理フロー 避難誘導 | 35 |

第1章 危機管理とは

危機管理とは、リスク（危機）をコントロールし最小限に制御する方法という意味で使用する。

その内容をより具体化すれば、以下の3つの場面に分かれる。

1. 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不幸な事態によって生じ得る精神的・経済的損失を未然に回避する方法
2. 仮に危機を回避できなかった場合でも、次の改善の策として被害の拡大を防止又は軽減し、被害を最小限に食い止める手法
3. 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、有効的かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降同様の紛争・トラブルを発生させない



【1件の重大な不祥事】

【29件の軽微な不祥事】

【300件のヒヤリハット事例】

1. 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不幸な事態によって生じ得る精神的・経済的損失を未然に回避する手法

労働災害における経験則の1つとして「ハインリッヒの法則」が有名だが、この考え方はスポーツ団体のリスクマネジメントにおいても応用できる。つまり、重要な不祥事1件の裏には、軽微な不祥事案件が29件あり、さらにその裏にはヒヤリハット事例300件が潜んでいるというものである。スポーツ団体役職員としては、この法則を肝に銘じ、普段何気なく処理している業務から、ヒヤリハット事例を検知し、その後の不祥事案につなげないという意識が肝要である。

そして、リスクマネジメントを推進するため、マニュアルの整備、教育、研修のプログラムの策定について計画的に取り組まなければならない。また、より多くの事例を知るため、自分が所属する団体の事例だけでなく、他団体の事例も積極的に収集する必要がある。

さらに、危機発生時に迅速な対応を行うことができるように、また対応の漏れが生じないように、マニュアルを作成することが重要である。加えて、マニュアル内容や事故事例を共有化するため、その内容を役職員に周知して注意を促さなければならない。特に、スポーツ団体の役員は専従でなく他の仕事を掛け持ちしている場合が多いため、計画的に情報共有を行い、教育・研修の機会を設ける必要がある。スポーツ団体の規模に合わせ、無理のないPDCAサイクルを構築し、3年計画で取り組むなど、無理なく実施さえすれば、直ちに対応開始できるはずであり、時間や人員に余裕がない、また予算が余裕がないということは理由にならないということ認識しておくべきである。

マニュアル策定

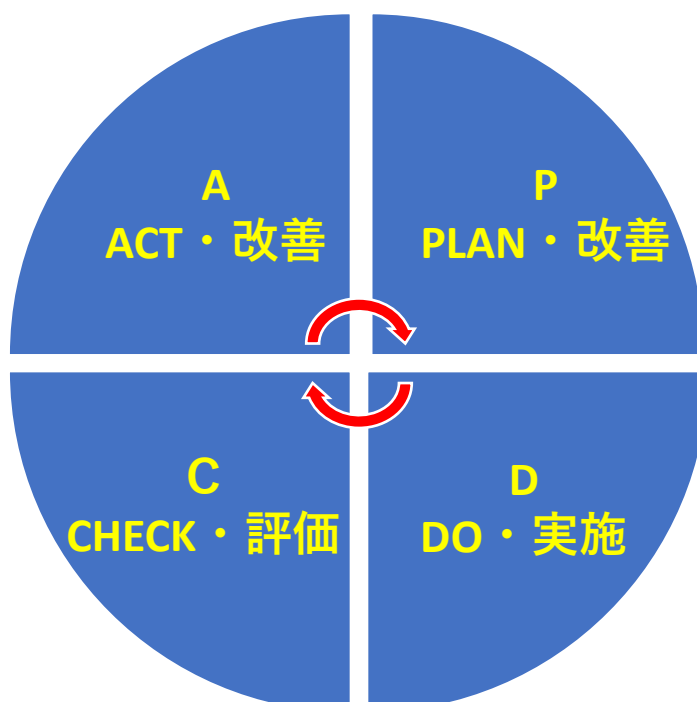
- ・モデルマニュアルの導入
- ・継続的な見直し
- ・他団体の研究

教育・研修

- ・ヒヤリハット事例の収集
- ・継続的な実施
- ・最新不祥事事例の研究

2. 仮に危機を回避できなかった場合でも、次善の策として被害の拡大を防止又は軽減し、被害を最小限に食い止める手法
3. 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、有効かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降同様の紛争・トラブルを発生させない手法

リスクマネジメントのPDCAの4つのサイクルを回し、日々の改善を図ることが肝要である。具体的には、スポーツ団体を取り巻くリスクは何かを把握した上で、重大なリスク要因となり得るものを抽出し、マニュアルの作成・研修の実施計画など、リスクマネジメントの取組み計画を作り（PLAN（計画））、作成したリスクマネジメントのPLANを役職員に周知・徹底するなど、計画通りに実践する（DO（実施））。そして、リスクマネジメントの取組みが適切だったのか、計画通りに実践できたのか、できなかった場合には何が悪かったのかを検証し（CHECK（評価））、CHECKの検証結果を改善するため、不十分だったところを分析・検証し、翌年度にはさらに効果が上がるような取組みを行うべきである。（ACT（改善））。スポーツ団体の規模から考えれば、トラブルが全く発生しない、などということはありません、むしろ発生することを前提にどのような対策を講じておくのか、という視点が非常に重要である。加えて、このような危機管理に問題が生じた場合、そもそものトラブルに加えてさらにトラブルが発生するため、極めて大きな問題に発展してしまう。危機管理対策に関しても、コンプライアンス推進組織の活動として十分なチェック&バランスを発揮させねければ、致命的に甚大なトラブルとなる。たま、危機管理はただでさえ緊急的な対応が求められ、かつスポーツ団体は不慣れなトラブルに対応しなければならない。普段からの役職員に対する危機管理に対する意識付けも必要であるため、コンプライアンス教育の一環として危機管理教育も重要である。



1 定義

スポーツ団体にとっての危機的状況を予測・防止し、被害を極小化するため、平時から、不祥事、事故、天災といった有事の対処方法について計画し、事前準備をするプロセスのこと

2 目的

(1) 役職員に危機管理の重要性を理解させる

危機管理を機能させるにあたっては、危機管理を指揮する役員と実行部隊である各職員が、危機管理の重要性やその対応方法をきちんと認識し理解していなければならない。役職員の理解が欠如していると、危機管理がうまく機能せず、有事での対応が後手に回る危険性があるからである。そこで、マニュアルという「危機管理の見える化」による危機管理の具体化によって、役職員に危機管理の重要性を認識・理解させる必要性になる。

(2) 有事の際、混乱なく迅速かつ適切な対応が期待できる

有事の際には迅速な対応が求められるために、ことが起こってから本格的な対応を考えたのでは遅きに失することになり、スポーツ団体の信頼毀損のおそれがある。

そのため、マニュアル作成という作業を通じて、当事者意識をもって、将来の不祥事等を想定して事前に対応方針、対応方法を検討し、有事の際に、必要なアクションに漏れがなく、また、迅速かつ適切に対応できるよう備えておくことにより被害を最小限に食い止めることが肝要である。



第2章 対象範囲

(1) 自然災害

- ①地震や津波による災害
- ②台風、ゲリラ豪雨

(2) 事故

- ①爆発、火災、建物倒壊等の重要な事故
- ②本協会の活動に起因する重大な事故
- ③役職員にかかる人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

- ①国内、特定地域の感染症
- ②世界的な感染症

(4) 犯罪

- ①建物施設崩壊、放火、誘拐、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
- ②試合競技会・フェスティバル等に対する外部からの不法な攻撃
- ③本協会の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- ④所属選手その他アントラージュ※1による刑事事件

(5) スポーツインテグリティを毀損する事態

- ①体罰・暴力
- ②ハラスメント
- ③ドーピング違反
- ④八百長
- ⑤その他インテグリティを毀損する事態

(6) 個人情報流出

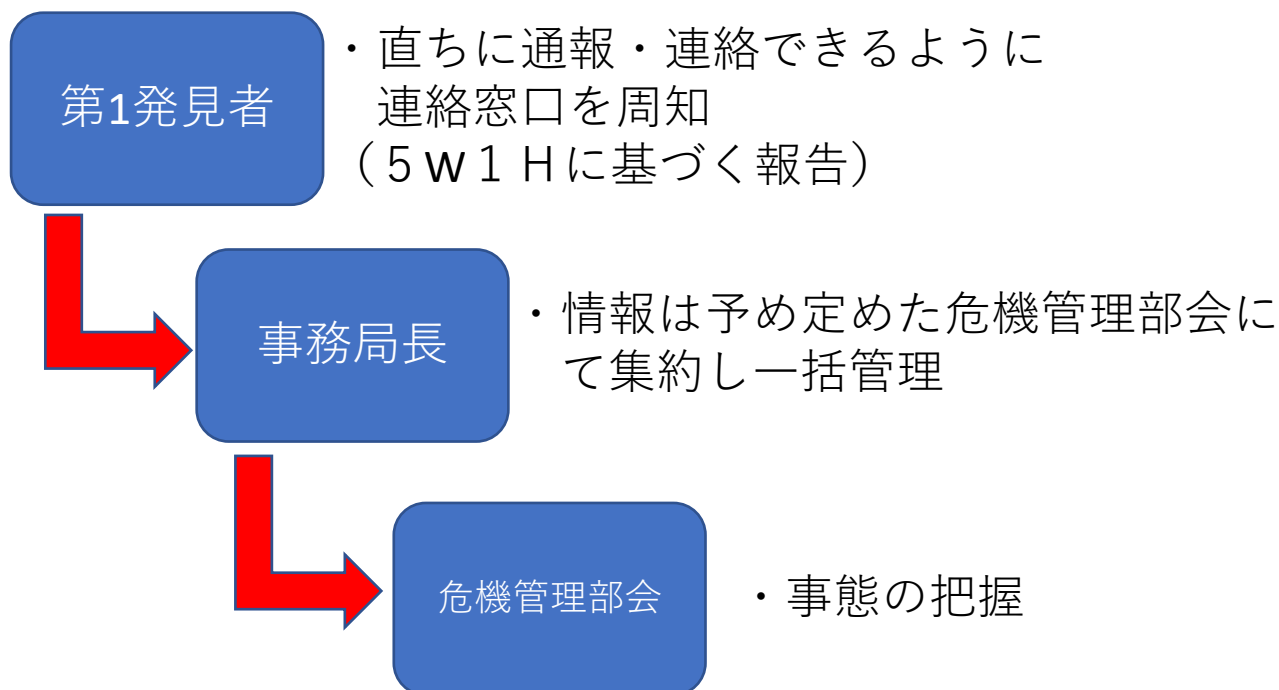
- ①本協会内部からの流出
- ②外部委託・外部協力業者からの流出

(7) その他本協会の経営及び運営上の緊急事態

※1. JOCアントラージュ専門部会により、「競技環境を整備し、アスリートがパフォーマンスを最大限発揮できるように連携協力する関係者のこと」を定義する。

第3章 アクションリスト

(1) 初動アクション



(2) 公表基準

| 対象範囲 | 公表基準 |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 自然災害 | 大会、試合等が中止となった場合公表 |
| (2) 事故 | 実被害を本協会が受けた場合公表 |
| (3) インフルエンザ等感染症 | 大会・試合等が中止になった場合公表 |
| (4) 犯罪 | 刑事処分が確定した場合公表 |
| (5) スポーツインテグリティを毀損する事態 | 当該者が処分対象となった場合公表 |
| (6) 個人情報の流出 | 基本公表する |
| (7) その他本協会の経営及び運営上の緊急事態 | 危機管理部会で判断 |

(3) 情報公開レベル

| 情報公開レベル | 事案レベル | 公開方法 |
|---------|---------|------------|
| LEVEL 1 | 軽微な事案 | ウェブサイトでの公表 |
| LEVEL 2 | 原則的な対応 | プレスリリース |
| LEVEL 3 | 重要度の高い者 | レク付記者発表 |

(4) 役割分担表【情報公開レベル1】

| 役割 | やるべきこと | いつまでに |
|--------------|---|--------------------------|
| 第1発見者（通報受信者） | 5W1Hに基づく報告 | 直ちに |
| 事務局長 | 外部対応窓口の1本化 | 1日以内 |
| | 情報収集、公開レベルの把握 | 1日以内 |
| | 専務理事への報告 | 1日以内 |
| 危機管理部会 | 部会開催判断・初動対応含む迅速かつ適切な対応、被害最小化の検討実施、対応公開レベル決定 | 開催は2日以内 判断公開レベルは1週間以内 |

(4) 役割分担表【情報公開レベル2・3】

| 役割 | やるべきこと | いつまでに |
|--------------|---|-------|
| 第一発見者（通報受信者） | 5W1Hに基づく報告 | 直ちに |
| 事務局長 | 外部対応窓口の1本化 | 3時間以内 |
| | 情報収集、公開レベルの把握 | 6時間以内 |
| | 専務理事への報告 | 1日以内 |
| 危機管理部会 | 部会開催判断・初動対応含む迅速かつ適切な対応、被害最小化の検討実施、対応公開レベル決定 | 2日以内 |
| | 記者発表に向けた会議実施 | 2日以内 |

(5) 危機管理部会

- ・ 部会長 : 会長
- ・ 副部会長 : 副会長
- ・ メンバー : 専務理事、総務担当常務理事
広報担当常務理事、地方担当常務理事、事務局長

(6) 内部向けアクション

情報収集・監視

事態を把握するための内部チーム編成

継続的な情報管理・監視



足元の対応

窓口の1本化

クライシスレベルの把握



協会内連携

危機管理部会・コンプライアンス委員会との連携



対応方針策定

危機管理部会での検討・意思決定



見解の発表準備

クライシスレベルに応じた対応

外部チェック・発表内容検討・確認

(7) 外部向けアクション

初動メディア対応

6時間以内のメッセージ発信「現在、自体の把握に努めております」だけでもOK



被害者へのケア

顧問弁護士等との連携をして誠実な対応



スポンサーへの連絡

メディアの報道が第一報にならないように



プレスリリース

スクープさせないように情報公開の頻度を高く、対応窓口の1本化して対応



(状況に応じて) 第三者委員会の設置

役職員が関与した不祥事や長期間にわたる不祥事は設置すべき



記者発表

第4章 大会における事故防止と安全策

I. 競技運営にあたっての注意事項

1 緊急時に備えた事前確認事項

- (1) EAP（緊急時対応計画（Emergency Action Plan））の作成
各競技運営専門部門は緊急事案（参加者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れのある事態）発生時に備え、競技会会場ごとに実施本部と責任者を明確に位置付けるとともに、会場ごとに以下ア～ウの内容等を含むEAPを作成し全ての参加者に周知する。
 - ア 避難場所・避難経路・非常口等
 - イ 緊急連絡先・対応人員等
 - ウ 救急救命具（AED等）及び消火器の設置場所
- (2) 緊急時における対応体制の整備（危機管理フローの作成）
各競技運営部門は様々な緊急事案に備えて、（図2、図2-1・2・3・4）に示す「危機管理ロー」を事前に準備し実施本部等に周知するとともに、事案発生時において迅速に対応できるよう緊急対策本等の体制を整えておく。
- (3) 競技会場とにおける危機管箇所¹の会場と設営時の安全対策
各競技運営部門は、競技会場ごとに事前に危険箇所等を確認し解消しておく。会場設営においては、自然災害等に対する安全対策を適切に施す。
- (4) 代替案の作成及び周知
計画した事業が気象状況や突発的事象等により、開催前もしくは開催中に変更される可能性がある場合、事前に代替計画案を作成し、実施本部内でその内容について共通理解を図っておく。
- (5) 参加者に対する安全保障
各競技運営部門は、全参加者において発生しうる、あらゆる事故や怪我への対応を事前に想定し、必要に応じて適切な任意保険に加入することや、参加者自身が自ら任意保険に加入するように推奨するなど、安全の保障について対策を講じる。

2 運営上の危機管理事項

- (1) 運営フローの周知
各部門は、競技会期間中における1日単位の競技会の流れを定め大会本部等に周知しておく。
- (2) 緊急時に備えたEAPの周知
大会本部は、EAPを会場に掲示するとともに、必要に応じて全参加者へ配布する。
- (3) 安全確認チェックリストの活用
大会本部は、専門部が示す「安全対策」を踏まえ作成された「安全確認チェックリスト」を用い、競技会運営状況を確認・点検する。
- (4) 救護本部または救護所の設置
各競技会会場に救護本部または救護所を設置し、参加者へ周知する。

3 競技会運営終了時における対応事項

- (1) 「ヒヤリ・ハット」事例の情報収集と分析
大会本部は「安全確認チェックリスト」を用いながら「ヒヤリ・ハット」事例の情報収集と分析を行う。
- (2) PDCAサイクルの活用
専門部は競技会運営全体を見直し、PDCAサイクルに基づいた評価と改善を行い、具体的な改善事項と内容を示し、次回の競技会運営に反映させる

Ⅱ. 緊急対応の基本的な考え方

(1) 緊急事案発生時の対応

競技会中に緊急事案等が発生した場合、事前に準備した危機管理フロー（図2）に基づき迅速かつ適切に対応する。

①安全確保及び被害拡大防止

全参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

②大会本部・日本協会事務局へ報告

競技委員長は大会本部へ、大会本部は日本協会事務局へ事故報告（様式1）により報告する。被害の範囲が個人の場合は（様式2-1）のみ用い、被害が複数名に及ぶ場合は（様式2-1）と（様式2-2）を併せて提出する。なお、生命の危機を伴う場合は直ちに大会本部、大会本部から日本協会事務局に一報を入れる。

③関係機関との連携

警察・消防等への通報を行い、必要に応じて各専門部関係者を警察・消防等へ派遣するなど、適切に対応する。

(2) 競技か中止・中断等の協議と対応

①競技会等の中止・中断等を検討しなければならない状況

以下の事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合、大会等の中止・中断等を検討しなければならない

ア 全参加者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じる事態

イ 事件、事故等により大会等の運営に支障が生じる事態

②現地対策会議の開催

関連情報の入手に努めるとともに、緊急対策本部において対策会議を開催する。「競技会等実施の判断基準」に基づき程度の決定について協議する。前例がない場合や判断に迷う場合は、日本協会事務局と協議する。

③緊急対策本部

緊急対策本部のメンバーは主催によって、大会前に決定しておく。

④態度決定

最終的な判断は大会委員長が行うこととする。ただし、判断に迷うことがある場合には、日本協会事務局と相談して最終判断を下すことができる。

⑤広報

大会本部は、決定内容について、ホームページやSNS等を活用して速やかに態度を周知する。態度決定にかかわる広報手段や連絡方法については、事前に全参加者へ周知しておく。

告知の前には、必ず日本協会事務局の確認を取る。報道機関等への情報提供は日本協会事務局との連携を取ったうえで行う。

【競技会実施に判断基準の目安】

| 事象 | 中断等 | 再開可 |
|--------------------------------|--|--|
| 荒天時 | 特別警報又は警報が発表された場合 | 施設、行政の基準。 移動手段が確保できている |
| 落雷 | 施設及び周辺へ落雷が発生 | 施設への安全が確保された場合 |
| 地震 | 地震発生 緊急地震速報発表 | 施設の安全が確認された場合 |
| 火災 | 火災が発生時点 | 鎮火し安全が確保された上で、 警察・消防・会場とも連携し 競技会の開催に影響がない、 参加者の安全が確保できた場合 |
| 爆破予告・ ネット犯罪 予告・不審 物発見 | 爆破予告・ネット犯罪予告が あった場合。 不審物が発見された場合 | 警察・消防との連携のもと実 施本部において協議し、参加 者全員に危害が及ばないと判 断できる場合 |
| 全国瞬時警 報システム (Jアラート) | Jアラートによる情報伝達、 緊急エリアメールが配信され た場合。 | 大会本部は情報の収集に努め る。 解除された場合 |

緊急対応報告書

(様式1)

| | | | | |
|-----|-------|--|-----|--|
| 報告者 | 氏名 | | 所属 | |
| | 緊急連絡先 | | 報告日 | |

| | |
|-----|--|
| 主催者 | |
| 大会名 | |
| 会場 | |
| 期日 | |

| 対応時刻 | 対応区分 | 内容・理由等 |
|------|------|--------|
| : | | |
| : | | |
| : | | |
| : | | |

※対応区分：「中止」「中断」「再開」「順延」のいずれかを記載

※内容・理由等：原因や突発事象・競技の進捗について記載

※順延の場合：内容・理由等の欄に「代替日時・会場」を記入、未定の場合
はいつ決めるかを記入。

※緊急対応を行った場合に、主催者は速やかに日本協会事務局あてに報告を
行うこと。

【記入例】

| 対応時刻 | 対応区分 | 内容・理由等 |
|-------|------|------------------|
| 14:25 | 中断 | 火災報知機作動 |
| 14:50 | 再開 | 誤報と判明し、安全が確認できた。 |

【報告先】

| | | |
|-----|---------------|-----------------------|
| 報告先 | 日本ハンドボール協会事務局 | 【TEL】 03-6709-8940 |
| | 【E-mail】 | jha@japan-handball.jp |

事故報告書

(様式2-1)

| | | | | |
|-----|-------|--|-----|--|
| 報告者 | 氏名 | | 所属 | |
| | 緊急連絡先 | | 報告日 | |

| | |
|-----|--|
| 主催者 | |
| 大会名 | |
| 会場 | |
| 期日 | |

被災者

| | | | | | |
|------|---|----|--|-------------------|--|
| 人数 | 合計 人 (男 名・女 名) | | | | |
| ふりがな | | 性別 | | 年齢 | |
| 氏名 | | 区分 | | ※下段区分番号欄を参照し番号で記入 | |
| 所属 | | 学年 | | | |
| 区分番号 | 1. 選手 2. チーム役員 3. 大会役員 4. 競技役員 5. 補助役員 6. 観戦者 7. その他 | | | | |

被災概要

| | |
|-----------|--|
| 発生状況 | |
| 発生後の処置・症状 | |
| 経過・現状 | |

被災者の搬送先

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 医療機関名 | | 電話番号 | |
| 住所 | | | |

搬送先への同行者

| | | |
|----|---------|-----|
| 氏名 | 被災者との関係 | 連絡先 |
| | | |

【報告先】

| | | |
|-----|---------------|-----------------------|
| 報告先 | 日本ハンドボール協会事務局 | 【TEL】 03-6709-8940 |
| | 【E-mail】 | jha@japan-handball.jp |

事故報告書【被災者名簿】

※下段を参照し番号を入力

注意：様式2-1に発生状況等を記載し合わせて報告

| No. | ふりがな 氏名 | 性別 | 年齢 | 区分 | 所属 | 学年 | 搬送先 | | 搬送先への同行者 | |
|-----|------------|----|----|----|----|----|-------|-----|----------|-----------|
| | | | | | | | 医療機関名 | 連絡先 | 氏名 | 連絡先(携帯電話) |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|------|-------|---------|------|-------|-------|-------|-------|
| 区分番号 | 1 選手 | 2 引率者 | 3 外部指導者 | 4 役員 | 5 補助員 | 6 保護者 | 7 観覧者 | 8 その他 |
|------|------|-------|---------|------|-------|-------|-------|-------|

Ⅲ. 自然災害（荒天及び地震発生等）及び火災に対する被害予防と被災時の対応

（１）荒天時の対応

①事前準備

急激な気象状況の変化に対し、全参加者の安全を確保するために競技開催前に以下の準備をする。

ア 避難経路、避難場所の確認（施設との連携）

イ 急激な気象変化を予見するための情報入手方法

ウ 中止・順延・中断・再開・代替案の採用等その他を判断する責任者と判断手順。

②気象警報への対応

ア 大会本部は、各種メディアを通じて気象情報を随時確認する。

イ 気象警報は発令された場合は、行政、施設管理者と協議して中断等の判断をし、今後の対応について迅速に協議する。

ウ 気象警報等が解除された場合は、関係機関と確認をし、参加者全員の安全が確保でき、競技継続ができる状態であれば、再開することができる。

（２）さまざまな自然災害に対する被災時の対応

大会本部は以下に示す災害に対する予防法や対応方法を熟知するとともに、全参加者への周知を徹底する。主な災害について危機管理フローを参照の上対応する。なお、新たな科学的見地の発見などに伴い、予防対応法が更新される場合があるため、常に専門機関等の情報を注視しながら適切に対応すること。

①地震

ア 地震発生時の安全を確保し、発生後のアナウンスと誘導を適切に行う。（図2-3参考）

イ 施設状況の確認

- ・施設関係者と協力して施設内を巡回し、被害状況を確認する

- ・各種メディア等により情報を収集し、関係者へ周知する。

- ウ 被害が発生した場合
 - ・火災発生の場合は、周囲に知らせ、初期消火に当たるとともに施設、消防へ通報する。
 - ・施設の破損個所を確認し、危険個所には立ち入らないように対応する。
- エ 負傷者の有無を確認し、存在する場合は状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関への搬送が必要な場合は、応急手当を行った上で、消防へ通報して救急車の出動を要請する。
- オ 競技本部は、被害状況等に基づき競技会の継続又は中止について、関係機関を含めて対応を協議する。

(3) 火災への対応

①開催に備えて

- ア 火気を使用する場合、近くに燃えやすいものを置かない。
- イ 電気器具におけるタコ足配線使用、定格以上の電気使用、不良コンセント類の使用、接続箇所への埃のたまりなど、火災につながる要因について事前確認をしておく。

②火災発見時の対応

- ア 周囲に大声で火災発生を知らせるとともに、可能な範囲において初期消火に当たる。
- イ 状況に応じて非常ベルを鳴らし、大会本部及び施設管理者に知らせるとともに消防へ通報する。
- ウ 発生後のアナウンスと誘導を適切に行い、関係者の安全を確保する。
- エ 負傷者の有無を確認し、存在する場合は状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関への搬送が必要な場合は、応急手当を行った上で、消防へ通報して救急車の出動を要請する。
- エ 競技本部は、被害状況等に基づき競技会の継続又は中止について、関係機関を含めて対応を協議する。

IV. 疾病等に対する予防及び対応

(1) 競技会で配布する弁当での食中毒の予防及び対応

①予防

- ア 各競技運営部門は弁当業者に対し、食中毒に関して注意喚起する。
- イ 各競技運営部門は参加者に対し、配布後の弁当は速やかに食べることに注意喚起し、時間が経過した弁当については食べないように注意喚起する。

②発生時の対応

- ア 食中毒が疑われる場合、各競技運営部門は速やかに医療機関を受診させる。
- イ 各競技運営部門は大会本部に報告する。大会本部は日本協会事務局へ報告する。同時に大会本部は保険所へも報告する。

(2) 感染症の予防及び対応

①予防

- ア 新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等による感染症は、感染者の飛沫を吸い込むことや、ウイルスに触れた人の手を介して感染が拡大するので、手洗い、アルコール消毒の習慣づけ、マスクの着用などで感染を予防する。マスクについては、不織布マスクの着用とし、ウレタンマスクの着用は推奨しない。
- イ 免疫力が低下していると、ウイルスに感染しやすくなり、重症化する恐れがあるので、普段から十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ免疫力を高めておくなど体調管理を徹底すること。
- ウ 感染拡大が発生した場合には、不特定多数の人との接触を避け、日々の行動も管理する。
- エ 本協会発行の「新型コロナウイルス感染症状況下での安全なハンドボール競技活動について」また、各大会等主催者が発行する「プロトコル」「ガイドライン」を遵守すること。

②発生時の対応

- ア 発熱や嘔吐、下痢などの症状を訴える関係者が発生し、感染若しくは感染の疑いがあると思われる場合には、速やかに感染者や疑いのある者

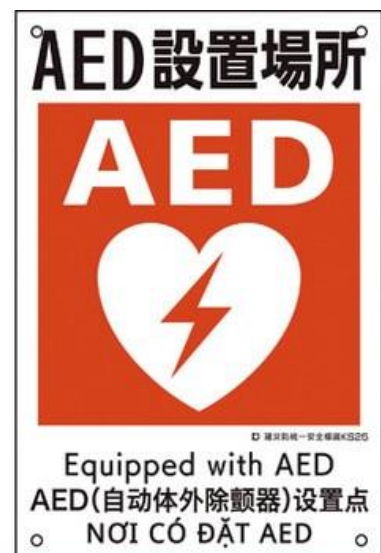
を隔離し、集団感染の拡大防止に努める。また、濃厚接触者の可能性がある者も安全が担保できるまで、行動を制限、隔離をする。

- イ 早期の医療機関での受診をする。
- ウ 感染者が発生した場合は、状況に応じて関係機関へ連絡をする。
- エ その他、国、地方行政の発令事項に従う。

(3) その他重篤な疾病への対応

① 心肺停止における対応

- ア 速やかに応援を要請し、救急車の出動要請するとともにAEDを準備する。
- イ 直ちに心肺蘇生を開始する。
- ウ AEDについては、事前に施設管理者に、設置場所、持ち出しの手順を確認しておく。
- エ AEDの使用については、大会主催者は、AEDの使用ができる者が誰なのかを確認しておくこと。
- オ 救急車の要請については、事前に施設管理者の要請の手順を確認しておくこと。



V. その他予想される要対応事項

(1) 不審者侵入時の対応・不審物の発見

① 予防

- ア 各競技運営部門は、競技会会場に不審者が侵入した際の安全確保の対応について、参加者に周知しておく。
- イ 必要に応じて参加者に入場カードを発行するなどの対応を行う。

② 不審者かどうか疑わしい場合や問題発生時の対応

- ア 不審者かどうかを確認する（受付での対応や声掛け等により判断する。）
- イ 立入りの正当な理由がない場合は退去を求める。
- ウ 不審者がいる場合は、大会本部で共有し、施設管理者へ通報する。
- エ 危害を加える恐れのある場合は隔離し、施設管理者と連携し警察に通報する。
- オ 参加者全員を安全な場所へ避難誘導する。
- カ 負傷者がいる場合は、速やかに消防署への通報と応急手当をする。
- キ 必要に応じて参加者全員への説明を行う。

③ 不審物の発見

- ア 常に環境整備をしておき、不審物の発見できるように、資機材、備品や荷物を整理整頓しておく。
- イ 「近づかない」「触れない」「踏まない」「蹴飛ばさない」
- ウ 上記イを厳守し、施設管理者へ通報する。

関係者全員によるセキュリティチェック体制の構築

【警察、警備員だけでなく、関係者全員が「監視の目」を光らせ、不審者、不審物を近づけさせない】

(2) Jアラート発令時の対応

移動前は待機とする。また、移動中に発信があった場合は下記のとおり速やかな避難行動をとるように事前に参加者全員に周知しておく

① 速やかな避難行動

- ア 屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難する。
- イ 建物が無い場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るようにする。
- ウ 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

② 正確かつ迅速な情報収集

- ア 情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う。
- イ 参加者全員の安否を確認し、必要に応じて安否情報の伝達を行う。

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

——ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます——

首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp/
首相官邸 Twitterアカウント [@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)
首相官邸災害・危機管理情報

Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設
- 建物がない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

第5章 大会における警備

I. 警備の基本的な考え

1 警備の目的

本協会主催大会における警備は、以下の3点に重点を置き大会の円滑な運営及び危機管理に寄与することを目的とする。

- ① 来場者の安全な誘導
- ② 全関係者の安全確保
- ③ ホスピタリティ溢れる親切、丁寧な案内

2 警備の任務

本協会主催大会における警備隊は警備本部（大会本部）を核とし「会場内警備隊」「会場周辺警備隊」の2つの部隊に分ける。

【会場内警備隊】

- ・ADチェックによる関係者へのエリア不正な入場防止
- ・スタンド内における盗撮、盗難の防止
- ・大会に対する妨害の排除
- ・不審者・不審物への警戒

【会場周辺警備隊】

- ・関係者エリアへの不正な入場の防止
- ・大会に対する妨害の排除
- ・関係車両の識別及び安全誘導
- ・駐車場での来場者の安全誘導
- ・周辺道路ならびに周辺施設の不正駐停車の監視

3 危機管理について

本協会主催大会においては管轄する警察、消防と連携し、有事の対策をすること。また、次の事案が発生した時は必ず警察に通報すること。

- ① 関連施設に不審物が発見された場合及び不審な郵送、配達等が発見された場合。
- ② 関連施設に爆発物設置等のテロ予告が行われた場合。
- ③ 関連施設にサイバーテロの予兆、被害発生があった場合。
- ④ 大会役員、随員、選手等が所在不明になった場合。
- ⑤ 選手、大会関係者等が関係する事件・事故が発生した場合。
- ⑥ 来場者等が関係する事件・事故が発生した場合

Ⅱ. 来場の際の禁止事項

(1) 会場内持ち込み禁止物

本協会主催大会では下記のものを持ち込みを禁止する

1. 鉄砲及び刀剣類、弓類、包丁、ナイフ類、かみそり、針、はさみその他鋭利なもの
2. ドライアイス
3. 塗料類（ペンキ等）
4. ペット（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者補助の用に共にする目的で訓練された犬を除く）
5. ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット等大きな音の出るもの
6. スケートボード、ローラースケート、ラジコンその他遊具
7. 毒物・劇物その他有害物質
8. 発煙筒、爆竹、花火、爆発物、火薬、照明弾、油類その他可燃性の危険物
9. ボーガン、石、吹き矢、材木、木刀、鉄パイプ、ハンマー、棒、チェーン、レーザーポインター、サーチライト、竹刀、その他凶器として使用される恐れのあるもの
10. 無線通信機器（携帯電話、小型ラジオ等を除く）
11. 競技運営に支障をきたす恐れのある掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗のぼり、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文相、図書、印刷物
12. ビン類、缶類等投てき等により他人に危害を与える恐れのあるもの
13. その他入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またそれらの恐れのあるもの

(2) 会場内禁止行為

本協会主催大会では、次の行為を禁止する。

1. 立ち入りを制限または禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること
2. 所定の場所以外への車両の乗り入れ、または所定の場所以外に駐車すること
3. 競技会場内にアルコールもしくは薬物その他物質により酩酊した状態で入場すること
4. 検査が行われたことを示すなどの理由で大会運営スタッフもしくは警察・消防等による施錠、封印、テープ等を損壊もしくは開封、改変すること
5. 施設、器物、装置等を汚損もしくは破壊し、またはみだりに操作すること
6. 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、もしくは入場者等に面会を強要し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること
7. 抗議集会、デモ等会場秩序を乱す恐れのある行為をすること
8. テント、小屋掛けその他工作物を設けること
9. 許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること
10. 許可なく文書、図書、図画、印刷物の掲示等の行為をすること
11. 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会、喧騒にわたる行為、または特定のものを誹謗中傷する行為
12. 政治や思想に関わる行動や表示（立て看板、横断幕等）
13. 他の名誉を損なう行為、侮辱するような行為、公序良俗に反する行為や発言
14. 電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること
15. 所定の場所以外においての喫煙し、またはゴミその他汚物を廃棄すること
16. 競技会場内等へ物の投げ入れまたは発射すること
17. その他海上における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をすること
18. ドローン等空中飛来物を飛ばすこと

第6章 フロー

危機管理フロー全体イメージ

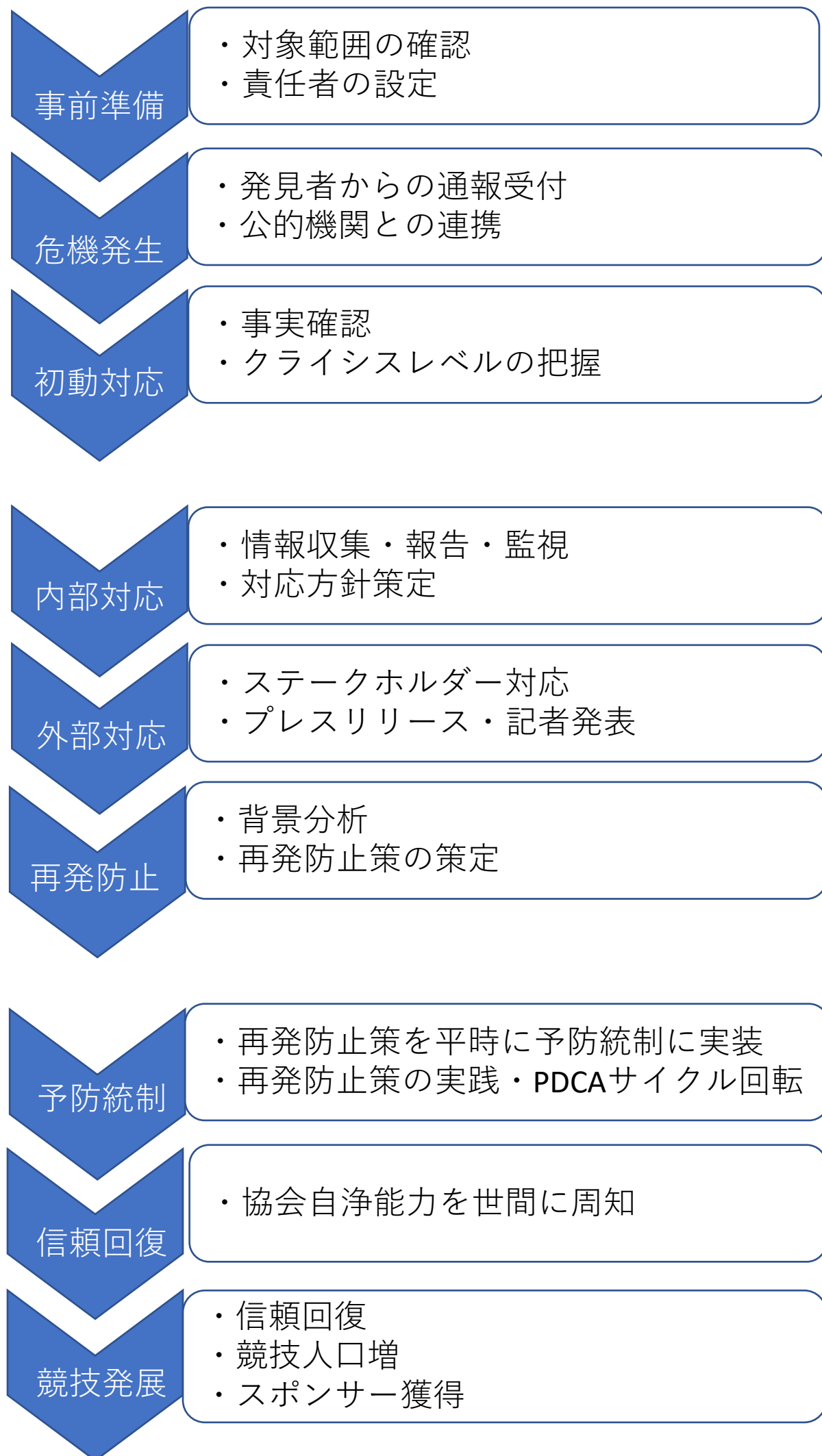


図1 運営フロー緊急事態を想定した競技運営時の流れ

各競技運営部門による事前準備

- 1 緊急時に備えた事前確認
 - ①EAPの作成
 - ②危機管理フローの作成
 - ③安全確認チェックリスト

- 2 競技会運営にかかわる緊急事態に関する情報収集
 - ①気象状況
 - ②地震等災害
 - ③感染症等

緊急対策本部の設置

連絡体制及び周知

- ①大会本部・緊急対策本部との連携強化
- ②参加者への周知

緊急事態発生

★JHA事務局へ報告
1) 状況報告

★会場・警察・消防・病院等関係機関との連携

関係者の安全確保

避難時関係者集合時対応
・人員確認
・業務内容確認
・会場・施設安全確認

状況収束後

- ・関係機関等連携し、競技会再開可否判断
- ・中止・順延→代替日程、場所調整
- ・JHA事務局

図2 緊急連絡体制

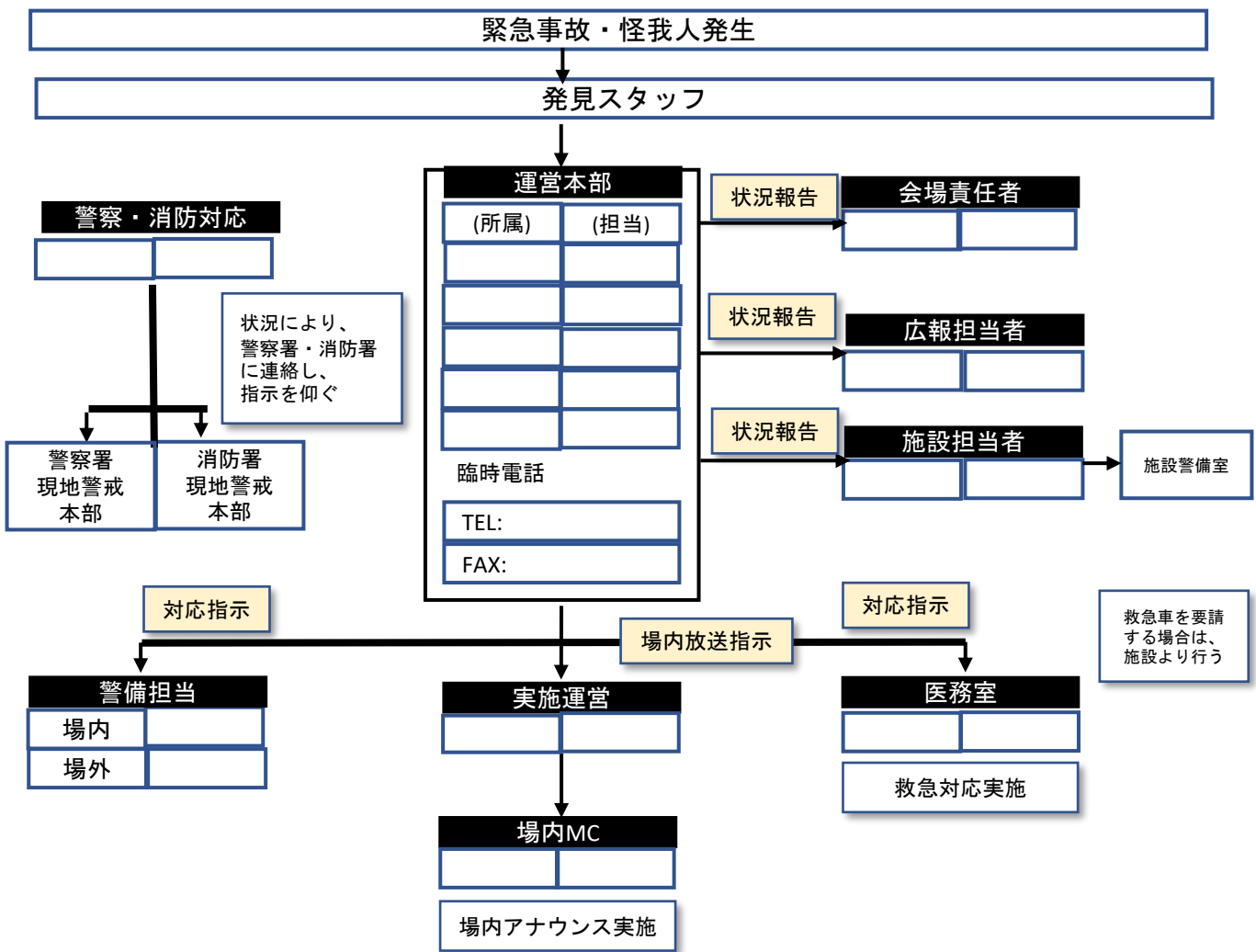


図2-1 危機管理フロー

緊急時に備えた事前確認事項

- 1 EPAの作成・周知
- 2 緊急時にける対応体制の整備
- 3 競技会会場等における危険個所の解決と設営時の安全確認
- 4 参加者に対する安全の保障

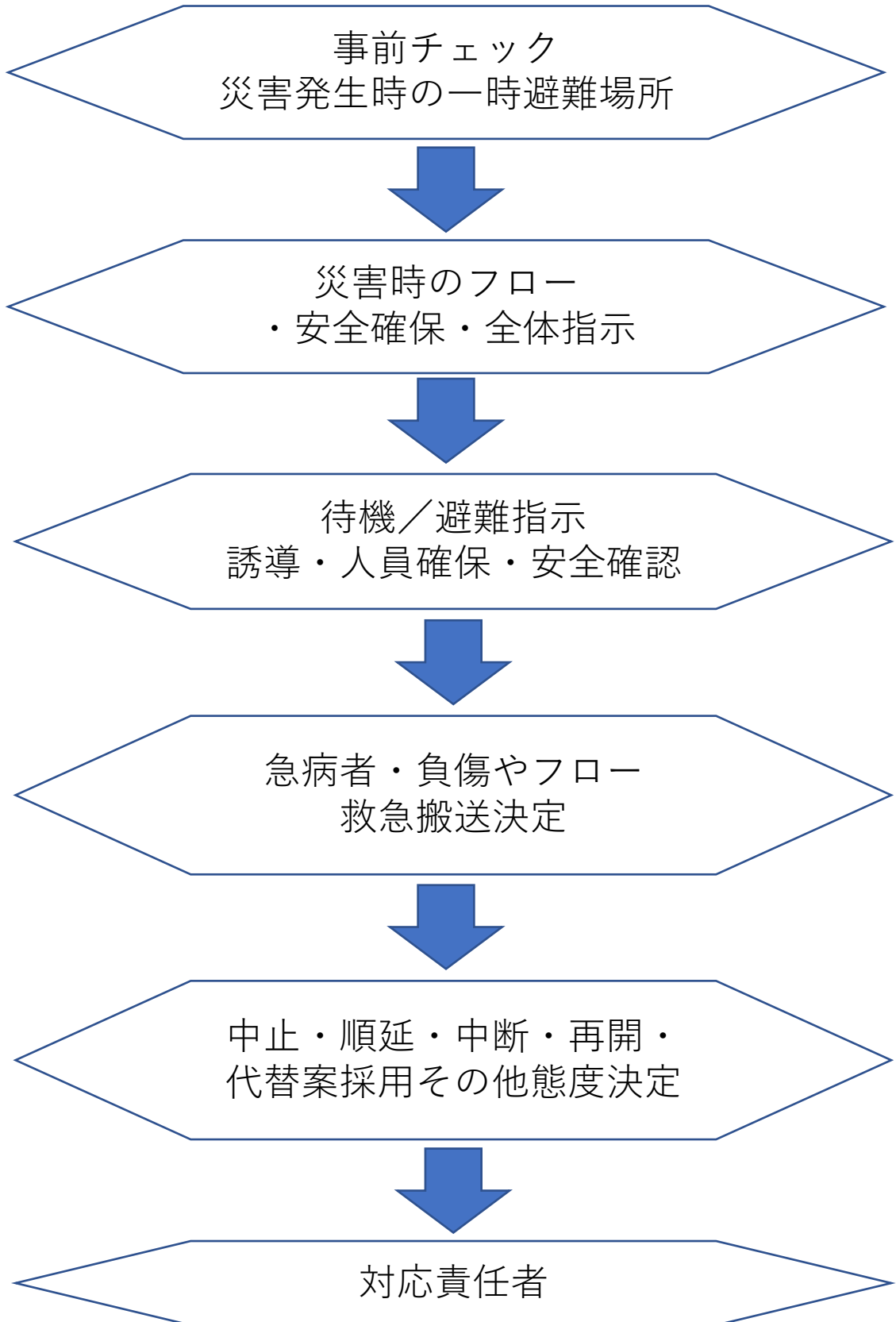


図 2 - 2 危機管理フロー 荒天時対応

緊急時に備えた事前確認事項

- 1 緊急時の情報収集手段並びに各種通信手段の確保
- 2 避難場所・経路の確保及び指定（施設管理者との連携）
- 3 急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
- 4 中止・順延・中断・再開・代替案その他を判断する手順の確認
- 5 気象情報の確認

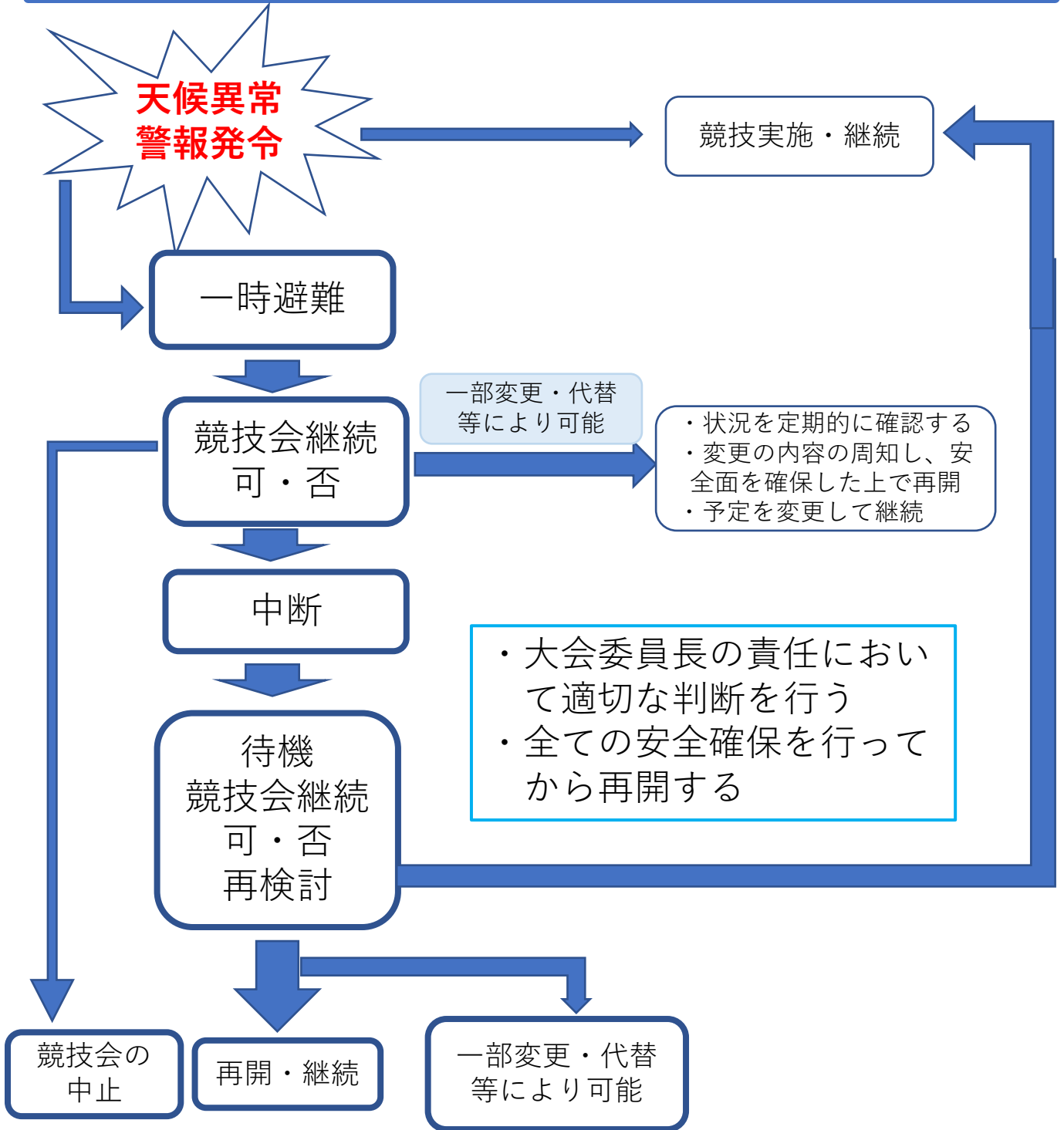
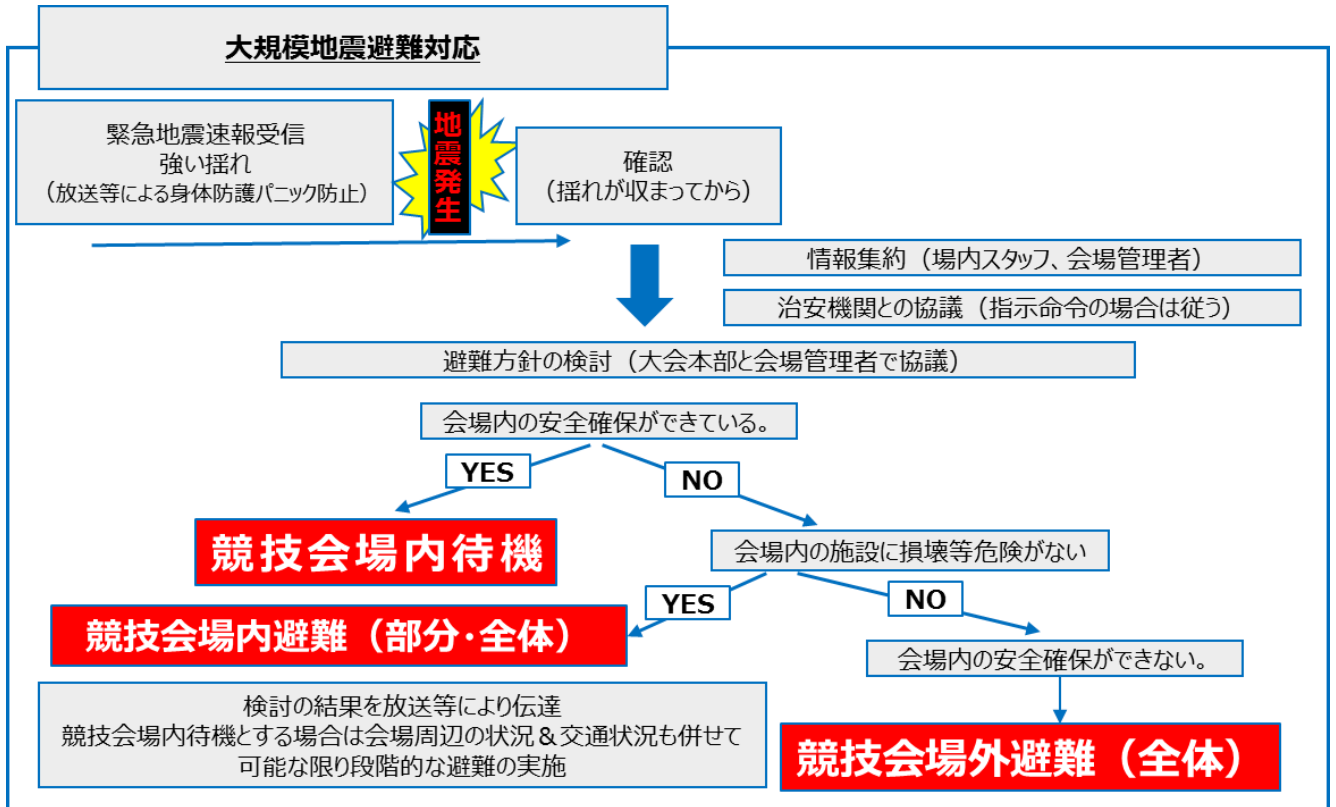


図 2 - 3 危機管理フロー 地震発生



緊急地震速報受信時のアナウンス

速報受信直後

緊急地震速報を受信しました。
強い揺れに警戒してください。
ご来場のお客様は身の安全を確保し、その場にて待機してください。
窓や、倒れやすいものからは離れ、落下物に注意してください。

揺れが収まったら

ただいま地震が発生しました。
現在、係員が施設内の安全確認を行っております。
余震の恐れもあるため、ご来場のお客様は身の安全を確保し、
その場にて待機してください。

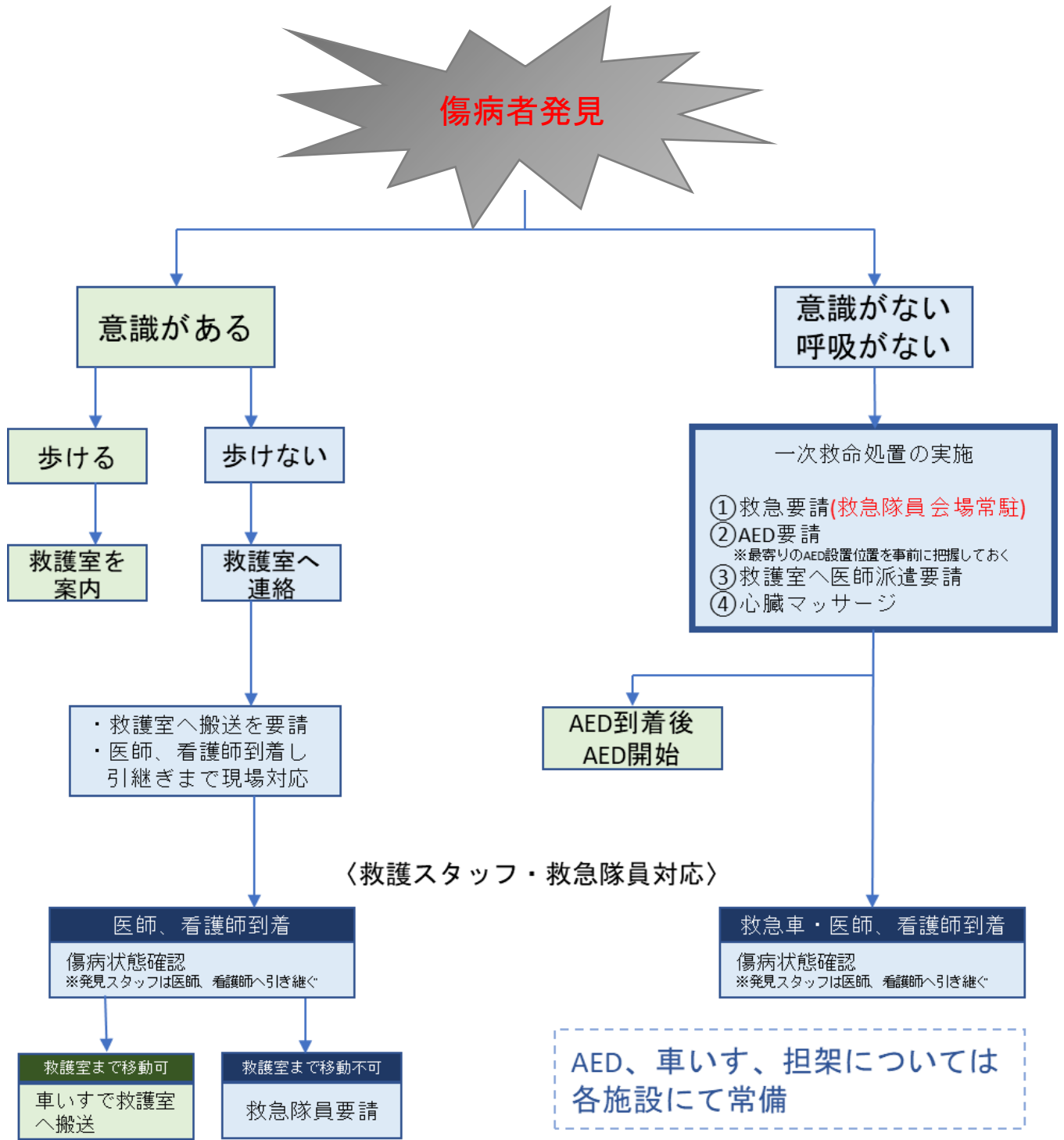
安全の確認が取れた

安全の確認が取れましたので、
試合を再開いたします。

避難が必要

係員の指示に従って避難してください。
落ち着いて行動してください。

図 2-4 危機管理フロー 急病者・疾病者発生時対応



〈傷病者対応に必要な情報〉

- 発信者情報
 - ① 氏名 ② 所属 ③ 連絡先
- 発生時刻・場所
 - ① 発生時刻 ② わかりやすい目印
- 傷病者情報
 - ① 氏名 ② 性別 ③ 年齢 ④ 国籍
- 傷病の程度
 - ① 意識の有無 ② 呼吸の有無 ③ 外傷の有無 ④ その他具体的状況

危機管理フロー 火災発生時対応

■119番通報の例

通報者：119番を発信する。

消防：「はい119番消防です。火事ですか？救急ですか？」

通報者：「火事です。」

消防：「場所はどこですか？」

通報者：「〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号〇〇〇〇です。」

消防：「その建物は何階建てですか？燃えているところは何階ですか？」

通報者：「〇階建ての〇階が燃えています。」

消防：「逃げ遅れた人はいませんか？」

通報者：「〇名が逃げ遅れています。」

消防：「何が燃えているかわかりますか？」

通報者：「〇〇が燃えています。」

消防：「近くに目標になる建物がありますか？」

通報者：「〇〇〇〇があります。(〇〇〇〇の北側です。)」

消防：「あなたのお名前と連絡先を教えてください。」

通報者：「〇〇です。電話は〇〇〇-〇〇〇〇です。」

消防：「わかりました。すぐ行きます。」

●電話の近くに紙に書いて貼るのも良いし、携帯電話を使用することも想定してください。

2. 119番への通報が終了したら統括本部にも連絡し、その後は建物の中にいる人に火災が発生したことを知らせます。非常放送設備がある場合は活用しましょう。特に大規模な建物では、火災の状況に応じて出火階から出火直上階へと、優先順位をつけて順次伝達していきます。沢山の人が建物の中にいる場合は、パニック状態になることも考えられますので不安をあおらないようにできるだけ落ち着いた口調で放送を行います。

■放送分の例

「お客様にお知らせ致します。〇階の〇〇で火災が発生しました。係員の指示に従って避難してください。エレベーターは使用できません。」

3. 夜間等で責任者が不在の場合は連絡を入れて火災発生 の報告をし、必要な指示を仰ぎます。
4. 自衛消防隊に消火活動に入るよう伝達します。放送用の暗号を決めている場合は暗号放送を行います。

■放送分の例

「こちらは(自衛消防隊長)です。只今〇階〇〇付近で火災が発生しました。〇階と〇〇の初期消火班は直ちに消火作業を行え。避難誘導班は誘導配置につけ。」

「お客様は係員の指示に従って避難して下さい。エレベーターは使用しないでください。」

※補足事項

- 通報では、消防職員が尋ねることに落ち着いて答えて下さい。また、いざというときに住所、電話番号等がこたえられるよう電話機の前や目に付きやすい所に必要事項を記入した紙を貼っておく等の準備をしておくとうよいでしょう。
- 通報の時点ではっきりしなかった情報が判れば第2報を入れて下さい。(「消火器で消火した。」「逃げ遅れていた人を避難させた」等)
- 消防隊が到着したら以下のような情報を提供して下さい。また必要であれば出火箇所への誘導を行ってください。
 1. 全員避難したか？逃げ遅れはいないか？
 2. 負傷者はいるか？(何名？負傷の程度は？)
 3. 出火箇所はどこか？何が燃えているのか？燃えている範囲は？
 4. 初期消火は成功したか？
 5. その他必要事項

危機管理フロー 避難誘導

- 避難誘導の要領は、建物の用途、規模、構造等により変わってくるため、一律にこうしなければいけないとは言えない面もあります。以下に避難誘導の際に考慮しておきたい事項を列記していますので、各所の様態に応じた避難誘導を実施してください。

避難経路の選択

- 建物形態の違いで避難経路も変わってきます。比較的規模が大きく、耐火構造で避難上有効なバルコニーや屋外避難階段等がある建物、屋内階段しかない建物など様々です。
日頃からあらゆる出火箇所を想定しそれぞれに安全な経路を確認しておくことが必要です。避難の際は出火箇所を避け、煙等の被害を被る恐れがない経路を選択しましょう。出火箇所付近の階段は使えなくなる可能性があるため、2つ以上の経路を想定することが重要です。また、どの避難施設を使用するかも重要です。避難経路はできるだけ安全に「地上」まで避難できる施設を選択しましょう。エレベーターは火災による停電で停止する可能性があるため、使用しないでください。避難施設の種類としては以下のようなものがあります。

- 〈屋外避難階段〉
外気にさらされているため火災による煙の影響が少なく安全性が最も高い。

- 〈屋内避難階段〉
防火戸等がきちんと作動していれば、竪穴区画が形成される（階段室内に煙が拡散しない）ため、安全に避難できる。



- 〈避難器具〉
避難はしご、救助袋、緩降機等、様々な種類がありますが、建物に設置されている器具は何か、その使用方法についても熟知しておかないと、いざという時に使用できません。
また、簡単な外観点検であれば誰にでも実施できます。常に使用できる状態を維持することが重要です。

誘導方法

- 自力で避難できる人には大きな声でどこからどこへ避難するかを指示します。ハンドマイクがあれば便利です。
また、ハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まないように姿勢を低くして避難するよう指示。対応できる人員の関係により、一時に沢山の人数を誘導できない場合等は、バルコニーや屋外階段の踊り場等があれば、一時的にそれらの場所に避難させたあと、落ち着いて安全な地上へ避難させます。



ハンドマイク



【メモ】

